

行動計画策定

社員がその能力を発揮し仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 3 年間

2 内容

目標 男性の育児休業の取得者を現状より改善する

<対策>

- ・平成 30 年 10 月 法に基づく諸制度の調査
- ・平成 31 年 2 月 目標達成に向けて勤務や相談体制の整備
- ・平成 31 年 4 月 育児休業制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討
- ・平成 31 年 6 月 相談窓口の設置に関する周知
- ・平成 31 年 8 月 パンフレット配布、ポスター掲示等による制度の周知